[事案 23-245] 契約無効確認·既払込保険料返還請求

・平成24年9月19日 裁定終了

<事案の概要>

契約締結時の虚偽の説明等を理由として、申立契約の取消しおよび既払込保険料の返還を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成20年8月に一時払変額個人年金保険に加入したが、募集人(銀行員)から、以下の とおり不適切な勧誘を受けたため、契約を取消し、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 商品について何の説明もなく、ピンクのマーカーで印をつけたパンフレットを渡されただけであった。
- (2)本来は買えない銀行員が買った商品であるという虚偽の話を持ち出され、過度の期待を持たされて契約した。
- (3)申込書の署名捺印は、誘導され、一部威嚇されて書かされたものである。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集代理店(銀行)からの報告では、募集にあたってはパンフレットを用い、イメージ 図を示しながら120分かけて商品の概要を説明したとのことであった。
- (2) 申立人は、すでに同募集代理店で他保険会社の変額個人年金保険に加入していたこと、 他行で契約の前年にターゲット型の変額個人年金保険に加入していたという報告も受 けており、変額年金について全く知識がない、あるいは説明も受けずに納得いかないま ま加入するということは考えにくい。
- (3)募集人は、保険販売に従事している者は投資信託については購入できるが、保険には加入できない旨の話はしたかもしれないが、申立人に誤解を与えるような発言は一切行っていない。
- (4) 契約書類の記入・押印については、申立人が募集人の面前で行ったものであり、申立人 の商品内容の理解を確認したうえで記入いただいたもので、誘導したり、威嚇したりし た事実はない。
- (5) 契約に際し、意向確認書兼適合性確認書を含め、当社に提出された書類についても内容的に問題なく、適正な募集行為での申し込みであると判断している。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人の主張を、民法 96 条 1 項による強迫を理由とした契約の取消し、 民法 95 条による錯誤無効の主張であると解し、当事者から提出された申立書、答弁書等の 書面および申立人、募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した結果、下記の理由に より申立内容は認められないことから、指定(外国)生命保険業務紛争解決機関「業務規 程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続を終了した。

(1)強迫による取消について

- ①申立人は、契約の際に、個室で募集人と二人きりとなり、申立人の隣に座った募集人から、怒鳴られたり睨まれたりして威嚇された状況で署名・押印した旨、強迫による取消しを主張しており、これに対して保険会社は、募集人が申立人を強迫した事実はない旨主張している。
- ②両者の主張は相反しており、募集時の状況に関する客観的な証拠が本件では提出されていない以上、どちらの主張が正しいかは、にわかに認定することはできないが、この説明は、銀行内で行われたものであることから、威嚇等を受けたのであれば、申立人は容易に退去することができるなど、脅迫状態を逃れ契約を拒絶することは十分可能であった状況にあったものと推認されるものの、申立人の事情聴取においても、申立人が退去しようとした事実は認められないことから、威嚇等の事実の存在を認定することは困難であり、強迫による取消しは認められない。

(2)錯誤について

- ①契約が錯誤により無効となるのは、当該契約の要素(当該当事者のみならず、一般人にとっても契約締結意思を形成するに重要な事実)について、事実と異なる認識を抱き(錯誤)、このような認識に基づいて契約を締結した場合である。
- ②申立人は、「良い商品」であると言われ、そのように誤信したが、実際には「良い商品ではなかった」として錯誤無効を主張しているが、「良い商品」か否かは、主観的、抽象的判断であり、それのみで錯誤の事実を認定することはできない。
- ③申立人は、事情聴取において、「元本割れをする商品であるとは分かったけれど契約した」としており、申立人が何をもって「良い商品ではなかった」と評価しているのかも不明であることから、錯誤無効の主張を認定することはできない。

【参考】

民法 95 条 (錯誤)

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。

民法 96条(詐欺又は強迫)

第1項 詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。

消費者契約法 第4条

- 第1項 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次の各号に 掲げる行為をしたことにより当該各号に定める誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその 承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。
- 第1号 重要事項について事実と異なることを告げること。 当該告げられた内容が事実であるとの誤認 第2号 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものに関し、将来におけるその価額、将来 において当該消費者が受け取るべき金額その他の将来における変動が不確実な事項につき断定的判断 を提供すること。 当該提供された断定的判断の内容が確実であるとの誤認
- 第2項 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対してある重要事項 又は当該重要事項に関連する事項について当該消費者の利益となる旨を告げ、かつ、当該重要事項について当該消費者の不利益となる事実(当該告知により当該事実が存在しないと消費者が通常考えるべきものに限る。)を故意に告げなかったことにより、当該事実が存在しないとの誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。ただし、当該事業者が当該消費者に対し当該事実を告げようとしたにもかかわらず、当該消費者がこれを拒んだときは、この限りでない。